解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月二十七日開催の定期社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月四日

山梨県北杜市大泉町西井出五九〇〇番地
特定非営利活動法人八ヶ岳南麓観光ドットコム
代表清算人　鈴木　要

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月四日

愛知県西尾市米津町天笠桂六五
特定非営利活動法人スキンダイビング協会
代表清算人　白井　芳弘

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十三年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月四日

奈良県吉野郡東吉野村大字三尾七〇二番地
財団法人三尾自治会
代表清算人　田中　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市篠津三三二番地、最後の住所北海道江別市篠津三三一番地
被相続人　亡　池田　穣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目　タイムスビル八階　札幌協和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　馬場　政道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北三〇条西五丁目一番、最後の住所札幌市南区澄川一条一丁目三番三一号
被相続人　亡　松田　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番一六七南一条法務税務センター九階　桶谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　桶谷　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市桜ケ岡一丁目一〇番、最後の住所釧路市桜ケ岡一丁目一〇番三号
被相続人　亡　平良木ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

北海道釧路市材木町七番二〇号
相続財産管理人　金田　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市桜ケ岡七丁目七三番地、最後の住所北海道釧路市桜ケ岡七丁目二六番六号
被相続人　亡　高橋　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

北海道釧路市浦見四丁目三番九号
相続財産管理人　志築　和廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字八ツ役字芦谷一八八番地、最後の住所青森市大字浜田字玉川二四〇番地三一
被相続人　亡　五戸　智彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

青森県八戸市大字番町二三番地
相続財産管理人　司法書士　久保　隆明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市小坂町一九二九番地二二、最後の住所茨城県牛久市岡見町九六〇番地一二一
被相続人　亡　冨樫くみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

事務所茨城県牛久市牛久町二七九番地一
千秋ビル四階白岩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白岩　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市大字田沢新田三七四番地第一、最後の住所東京都杉並区梅里二丁目二一番一四号ウエストハイツ一―A
被相続人　亡　大原　一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―一三―七コスモ千葉中央ビル二〇七
相続財産管理人　弁護士　横田　安弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市我孫子四丁目三八三番地一四、最後の住所千葉県我孫子市我孫子四丁目九番八一四号
被相続人　亡　小磯　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井上　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区浮間二丁目二六番、最後の住所東京都北区西ケ原四丁目五一番一号飛鳥晴山苑
被相続人　亡　古谷千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月四日

事務所東京都豊島区要町一丁目一一番一号センチュリー四〇一号
相続財産管理人　弁護士　紙子　達子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年一月四日

静岡県浜松市中区高林五丁目一一番六号
株式会社ＭＡＰ
代表取締役　水野　博

第29期決算公告

平成24年1月4日

静岡県浜松市中区高林五丁目11番6号
株式会社ＭＡＰ
代表取締役　水野　博

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	6,880,911
	固定資産	10,426,252
	合計	17,307,163
負債及び純資産の部	流動負債	907,372
	固定負債	1,523,200
	株主資本	14,876,591
	資本金	37,500,000
	利益剰余金	△ 6,107,529
	その他利益剰余金	△ 6,107,529
	繰越利益剰余金	△ 6,107,529
	（うち当期純損失）	(3,889,767)
	自己株式	△16,515,880
	合計	17,307,163